

騒音規制法に基づく特定施設(騒音規制法第2条第1項、同施行令別表第1)

一	金属加工機械		
	イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る
	ロ	製管機械	
	ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る
	ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る
	ヘ	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る
	ト	鍛造機	
	チ	ワイヤーフォーミングマシン	
	リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	ヌ	タンブラー	
	ル	切断機	といしを用いるものに限る
	二	イ	空気圧縮機
ロ		送風機	
三	土石用又は鉱物用のもの		
	イ	破碎機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
	ロ	摩砕機	
	ハ	ふるい	
	ニ	分級機	
四	織機	原動機を用いるものに限る	
五	建築用資材製造機械		
	イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る
	ロ	アスファルトプラント	混練機の混練容量が200kg以上のものに限る
六	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る	
七	木材加工機械		
	イ	ドラムバーカー	
	ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
	ハ	破木機	
	ニ	帯のご盤	製材用:原動機の定格出力が15kW以上のものに限る 木工用:原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
	ホ	丸のご盤	製材用:原動機の定格出力が15kW以上のものに限る 木工用:原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
	ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
八	抄紙機		
九	印刷機械	原動機を用いるものに限る	
十	合成樹脂用射出成型機		
十一	鋳造型機	ジョルト式のものに限る	